

質問8 生活行為向上マネジメント推進プロジェクト委員会の活動について

(該当箇所:p59-60 平成 29 年度事業報告:教育部、専門作業療法士について)

生活行為向上マネジメント推進プロジェクト委員会の活動について疑問があります。

昨年度の協会の数値目標として、MTDLP 指導者（事例審査で S と A 判定）を協会の 5% 育成する事を目指すということであったと認識しています。また、当県の MTDLP 推進委員からの報告では来年度に向けては目標値を会員の比率 (%) ではなく、各県毎の具体的な人数を目標に設定するので報告をする事を聞いています。

質問① これは、29 年度までの MTDLP 指導者の育成人数の目標設定が高すぎたので下方修正（目標が会員の 5% であったが、実数としては 0.2% である）する事を意味しているのですか。

質問② そして、30 年度は、指導者の育成は達成可能な人数を目標に設定するという事でしょうか。

質問③ 議案書内 (p 69~70) に MTDLP の 1. 重点活動項目関連活動の中の、「2-1) 生活行為向上マネジメント事例の審査対応として、合同事例審査を 2 回、小規模の事例検討会を 4 回にわたって実施した。今年度 S 合格 4 件、A 合格 21 件、合格見込みが 36 件である。」とあるのですが、見込みの人数を合計しても 61 件となります。これはイコール 1 年間の MTDLP 指導者増加数が 61 人ということなのでしょう。それとも、表現通り S・A 判定の事例登録数（一人で複数件登録されている人もいる？）なのでしょう。

平成 30 年度事業に対する提案事項

いずれにしても、この事例登録合格者の人数では MTDLP 指導者が研修・指導をしていく事は、到底実施困難なのではないのでしょうか。以前から意見を述べる機会があれば何度も出していると思いますが、MTDLP の指導者育成システム (S・A 判定を指導者とするなどの基準) の根本的な見直し、もしくは事例判定のレベル設定の根本的な見直しのどちらかが必要なのではないかと考えます。会員の目標となるレベルの事例を集める事と指導者の育成とは一致するのが理想ですが、MTDLP 関連事業でいえば一致は困難だと思いますので、そろそろ実情を見て実施内容の検討をすべきではないでしょうか。

回答

1) MTDLP 研修制度および数値目標について

協会の数値目標は、MTDLP 基礎研修修了者を 60%、MTDLP 研修修了者 30%、MTDLP 指導者認定者 5% (いずれも会員比率) としております。平成 30 年度の数値目標についても修正はしていません。

各士会における MTDLP 研修事業の推進を図るためには、会員の比率 (%) ではなく具体的な人数の目標設定が必要と考えております。そのため、各士会の担当者には、目標達成に向けた今年度の MTDLP 研修計画をお願いしている次第です。

なお、平成 30 年 4 月 1 日時点では、MTDLP 基礎研修修了者 38.0%、MTDLP 研修修了者 7.6%、MTDLP 指導者認定者 0.2% であります。

2) MTDLP 事例登録について

議案書には、公開手続き中を含めるため合格見込みとして記載させていただきました。平成 29 年度の MTDLP 事例登録数は 338 件、S 合格 5 件、A 合格 35 件となりました。平成 27 年度からの累計として、事例登録数 1,300 件、S 合格 17 件、A 合格 54 件、となっております。なお、事例登録数は件数となっております。

3) MTDLP 指導者について

MTDLP 指導者の定義を踏まえ、MTDLP 指導者の水準を担保し、MTDLP 指導者への要件および認定方法の見直しを検討しております。平成 30 年 3 月の理事会においては、MTDLP 研修制度及び指導者の要件を見直すことの報告がされております。

MTDLP 推進プロジェクト特設委員会における主な事業の一つとして、MTDLP 指導者の育成がありました。この 5 年間多くの会員が MTDLP を実践し、他職種へ MTDLP の理解を進め、国民の健康に寄与してきたと考えおります。また、実践される MTDLP の質が他団体等から見てもわかるように審査基準を作り、事例報告登録システムにおいて事例合格することによって MTDLP 指導者になることができるという過程を作りました。こうして誕生した MTDLP 指導者は事例の審査に携わることで後続を育て、一定数の MTDLP 指導者を育成してきましたが、結果的に MTDLP 指導者はまだ充足されていません。しかし、131 名の MTDLP 指導者の水準は高く、協会が育成した人材となります。また、それを目指した会員は MTDLP を実践したこととなります。

MTDLP 指導者の要件改定の要点は、以下の通りです

- ① MTDLP 指導者の育成に、協会だけでなく、協会と士会が協働して取り組む。
- ② MTDLP 事例合格者だけでなく、指導者の定義を満たす研修の受講も必須とする。
- ③ MTDLP 指導者の要件には、「士会推薦」等の士会裁量を加えることを検討する。

懸念される MTDLP 指導者の水準に関しては、士会が推薦する要件へと反映されると考えております。

なお、事例登録における審査の基準の方向性は変わることはなく、多領域の事例報告の収集とその審査への対応を進めてまいります。